特定技能外国人材の受入れ制度について（漁業分野）

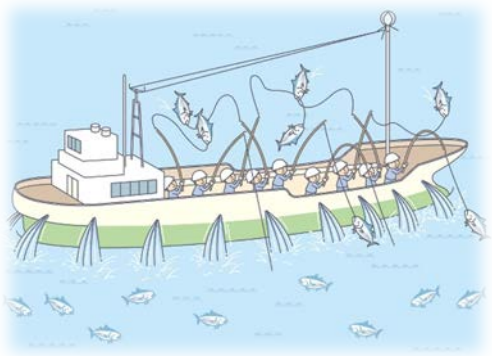
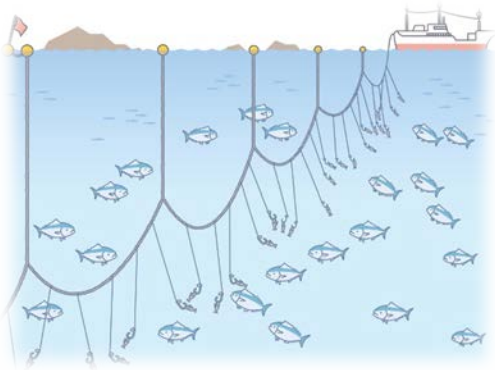
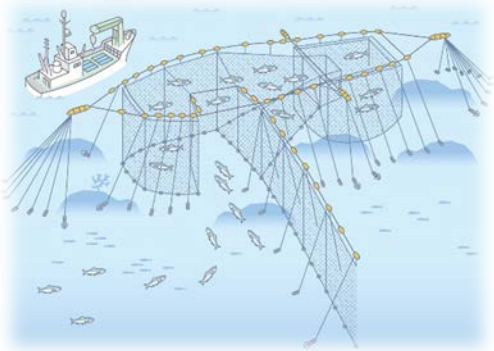
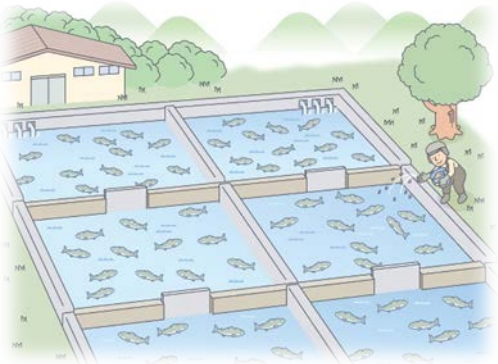
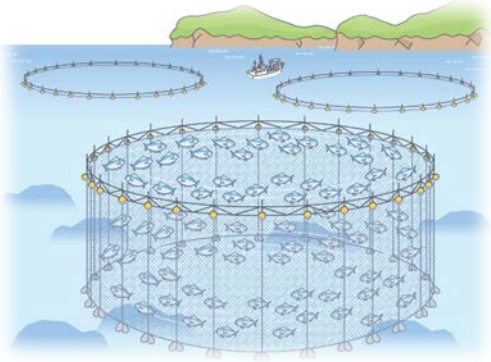
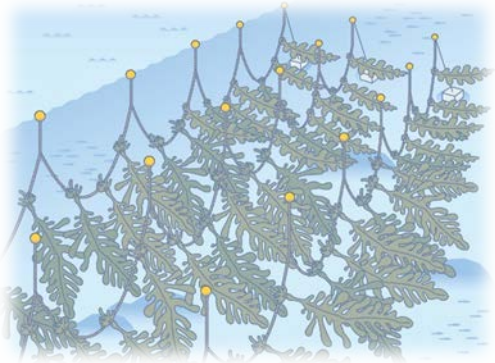

水産庁

令和元年12月

早わかり！ 新たな外国人材の受入れ制度「特定技能」とは？ その1

どんな制度？

特定技能制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人材（特定技能外国人材）を雇用できるものです。

どんな漁業種類で、誰が特定技能制度を利用できる？

全ての漁業・養殖業種類で利用可能です（P.4）。

一定の基準を満たせば、外国人材を受け入れたことがない方でも利用できます（P.5）。

受入れには、特定技能外国人材に対する各種支援が必要です。登録支援機関に支援の全部を委託することもできます（P.12）。

受入れ可能な外国人材は？

技能実習2号修了者、試験合格者の2通りあります（P.4）。

雇用期間や雇用形態、給料などの待遇は？

周年雇用でも、繁忙期・漁期など季節雇用でも可能ですが、在留期間は通算で5年までとなります（P.8）。

特定技能外国人材はフルタイムで業務に従事する必要があり、パート・アルバイトはできません（P.11）。

日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を支払うことが求められるほか、待遇面で差別的な扱いは認められません（P.11）。

新たな外国人材の受入れ制度「特定技能」とは？ その２

早わかり！

特定技能外国人材はどんな業務に従事できる？

特定技能1号の業務区分が「漁業」の場合は全ての漁業に、「養殖業」の場合は全ての養殖業に従事できます（P.9）。

加えて、自家生産物の加工や販売など日本人が通常従事するものであれば、幅広い関連業務に付随的に従事できます（P.9）。

受入れにはどんな手続が必要？

受入れには、地方出入国在留管理局に申請が必要です（P.10）。

受入れ後も各種届出の義務があります。届出をしなかったり、受入側の責めに帰す理由による失踪者を出せば、受入れ停止などの処分の対象となります（P.14）。

受け入れた漁業者又は養殖業者（受入れ機関）は、受け入れた日から4ヶ月以内に漁業特定技能協議会の構成員になる必要があります（P.15）。

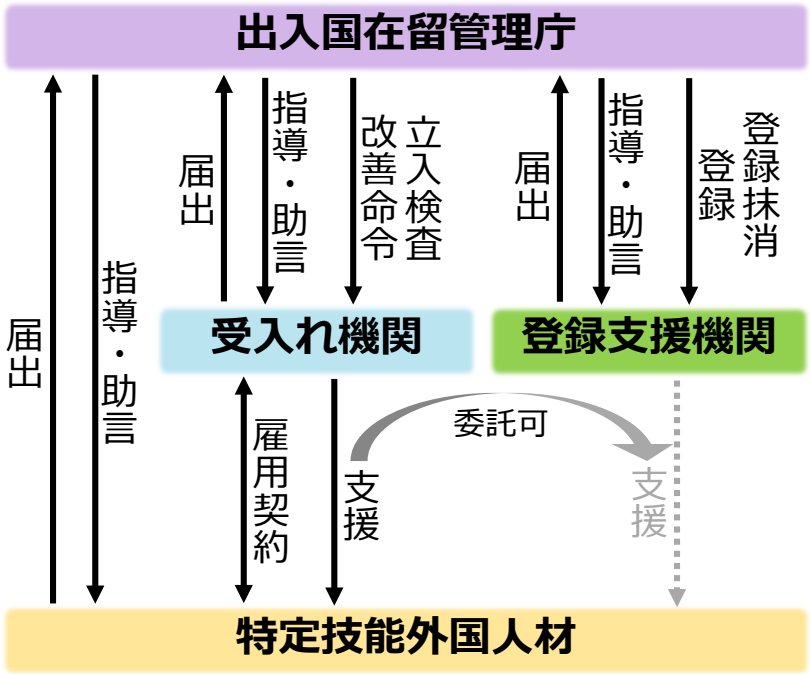

特定技能制度における関係機関の概略図

目次

漁業者向け ～特定技能制度の概要について～

- 新たな外国人材の受入れ制度「特定技能」とは？ その1 ……P.1
- 新たな外国人材の受入れ制度「特定技能」とは？ その2 ……P.2

受け入れる外国人材について

- どのような外国人材を受け入れられるの？ ……P.4
- だれでも特定技能外国人材を受け入れることはできるの？ ……P.5
- 受け入れる特定技能外国人材を探すには、どうしたらいいの？ ……P.6

特定技能外国人材の働き方について

- 特定技能外国人材はどのような形態で受け入れることができるの？ ……P.7
- 特定技能外国人材を何年間雇用できるの？ ……P.8
- 特定技能外国人材はどのような作業に従事できるの？ ……P.9

特定技能外国人材受入れのプロセスについて

- 特定技能外国人材受入れまでのプロセスは？ ……P.10
- 特定技能外国人材とどのような雇用契約を結んだらいいの？ ……P.11
- 特定技能外国人材の支援計画はどのような内容になるの？ ……P.12
- 「登録支援機関」とは？ ……P.13

特定技能外国人材の受入れが決まったら…

- 受入れ後に必要な報告や届出はあるの？ ……P.14
- 「漁業特定技能協議会」とは？ ……P.15
- 漁業特定技能協議会では、何が決定されたの？ ……P.16

参考資料・お問い合わせ先

- 技能実習制度の仕組み ……P.17
- 技能実習制度との違いは？ ……P.18
- 技能実習生受入れの優良事例（漁業分野） ……P.19
- お問い合わせ先 ……P.20

本資料では、以下の略称を用います。

◆ **運用方針**：漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteiginou-2.pdf

◆ **運用要領**：「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteiginou-1.pdf

◆ **運用要領別冊**：特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 －漁業分野の基準について－
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteiginou-5.pdf

どのような外国人材を受け入れられるの？

➢ **「特定技能1号」の外国人材の受入れルートとしては、次の2パターンがあります。**

① 次の試験に合格した者

✓ 漁業技能測定試験（試験実施主体：（一社）大日本水産会）

👈「漁業」と「養殖業」の2つの試験区分があります。※試験実施予定は、水産庁HP等にて公表します。

✓ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）（試験実施主体：（独）国際交流基金）
又は日本語能力試験（JLPT）N4以上
（試験実施主体：（独）国際交流基金（国外実施）、（公財）日本国際教育支援協会（国内実施））

運用要領 第1

② 漁業分野の技能実習2号を良好に修了した者※（上記の試験が免除）

技能実習 漁船漁業職種（8作業）
かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業

技能実習2号を良好に修了 → **特定技能1号 業務区分「漁業」** 全ての漁業に従事可能。

この場合は、漁業技能測定試験の合格が必要

技能実習 養殖業職種（1作業）
ほたてがい・まがき養殖

技能実習2号を良好に修了 → **特定技能1号 業務区分「養殖業」** 全ての養殖業に従事可能。

※技能実習を2年10ヶ月以上修了し、技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格した者などを指します。6ページも併せてご覧ください。

技能実習2号修了者を特定技能1号で雇う際、当該特定技能外国人材が従事できる作業は、修了した技能実習の作業に限定されますか？

特定技能1号で従事できる作業は、技能実習2号移行対象の作業の枠に限られません。例えば、延縄漁業で技能実習2号を修了した者が、特定技能1号で同じ漁業分野のまき網の作業に従事することもできます。

運用要領別冊 第2

だれでも特定技能外国人材を受け入れることはできるの？

➢ **特定技能外国人材の受入れ機関は、以下の基準を満たす必要があります。**

①労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
②１年以内に特定技能外国人材と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
③１年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により、外国人の行方不明者を発生させていないこと
④欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等）に該当しないこと
⑤特定技能外国人材の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から１年以上備えて置くこと
⑥特定技能外国人材等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
⑦受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
⑧支援に要する費用を直接又は間接に特定技能外国人材に負担させないこと
⑨労働者派遣の場合は、派遣先が①～④の基準に適合すること
⑩労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
⑪雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
⑫報酬を預貯金口座へ振込等により支払うこと

これまでに技能実習生等の外国人材の受入れ経験がなくても、特定技能制度を利用して特定技能外国人材を雇うことができます。

受け入れる特定技能外国人材を探すには、どうしたらいいの？

➢ **例えば、下記の団体等に相談してみることをおすすめします。**

- ✓ 漁業協同組合等
- ✓ ハローワークや民間の職業紹介所
- ✓ 海外にネットワークを持つ民間団体や現地コーディネーター

※インドネシアの人材を受け入れたい場合は、インドネシア政府が運営する求人サイト（IPKOL（イプコル））もご参照ください（https://ayokitakerja.kemnaker.go.id）。

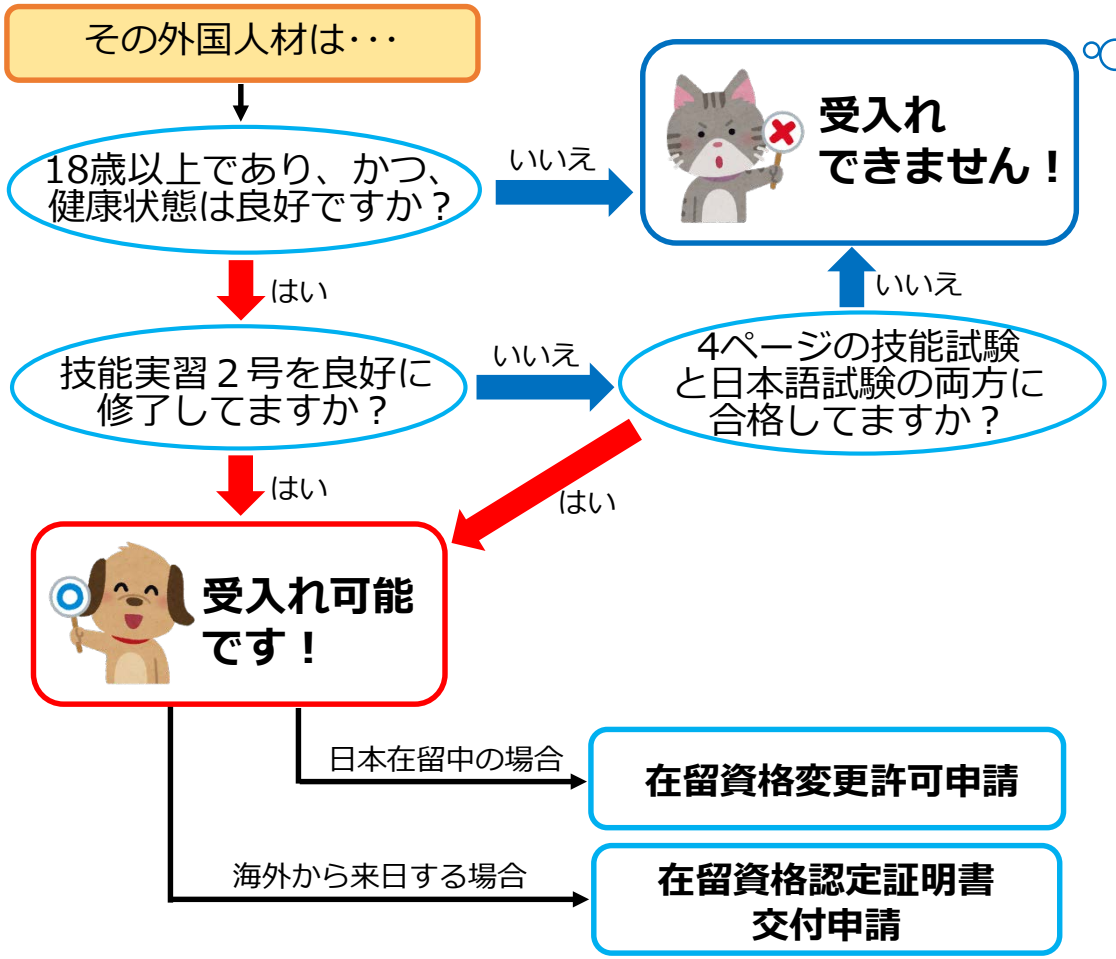

※「保証金の徴収」等をされていたり、外国人材が「費用負担等について理解していない場合」も受入れが認められません。

かつて技能実習で受け入れた優秀な外国人材を呼び戻したいのですが…

技能実習評価試験を受験又は合格していない旧制度の技能実習2号修了者であっても、当時の指導員等が作成した実習実施状況に関する評価調書を提出するなど、技能実習2号を良好に修了したと評価されれば、特定技能1号として受け入れることが可能です。なお、受入れ機関が当該外国人材を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合には、評価調書の提出を省略することができます。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節（3）

特定技能外国人材はどのような形態で受け入れることができるの？

➢ ①漁業分野の事業者（漁業者又は養殖業者）が受入れ機関として直接特定技能外国人材を雇用する場合と、②派遣事業者が受入れ機関となり、特定技能外国人材を派遣してもらう場合の2パターンがあります。

✓ パターン①：直接雇用形態

✓ パターン②：派遣形態

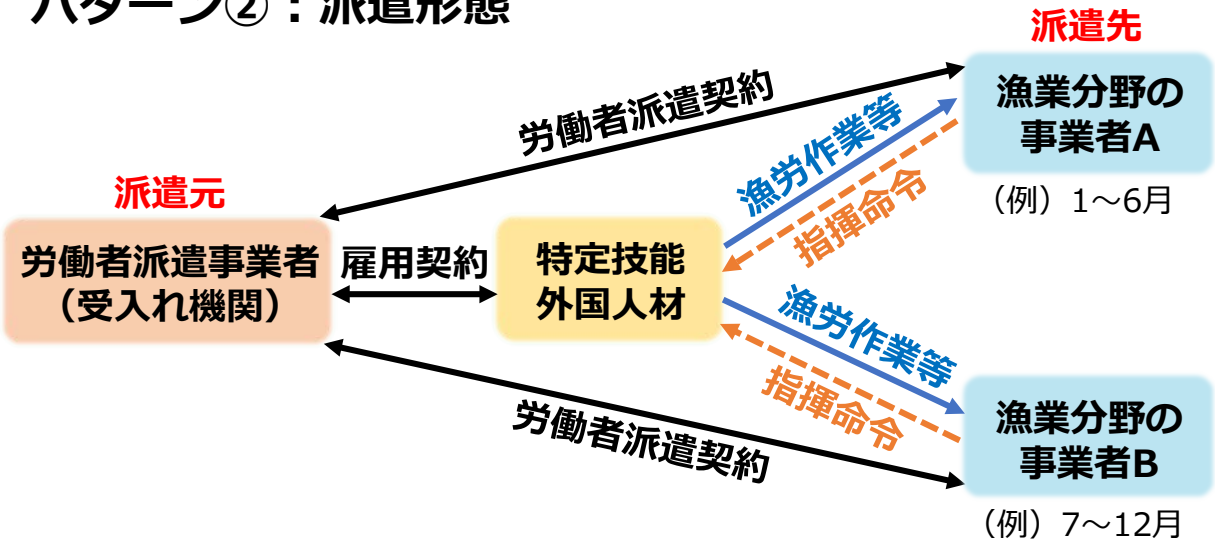

労働者派遣事業者の要件としては、何がありますか？

厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業者（国土交通大臣の許可を受けた船員派遣事業者を含む）であり、かつ地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会、その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限られます。

運用方針5、運用要領別冊 第3

運用方針5、運用要領別冊 第3

特定技能外国人材を何年間雇用できるの？

➢ **特定技能1号の外国人材は、通算で5年まで働くことができます。**
5年間継続して雇用することも、繁忙期のみ通算5年間雇用することも可能です。

＜通算5年の雇用パターンの一例＞

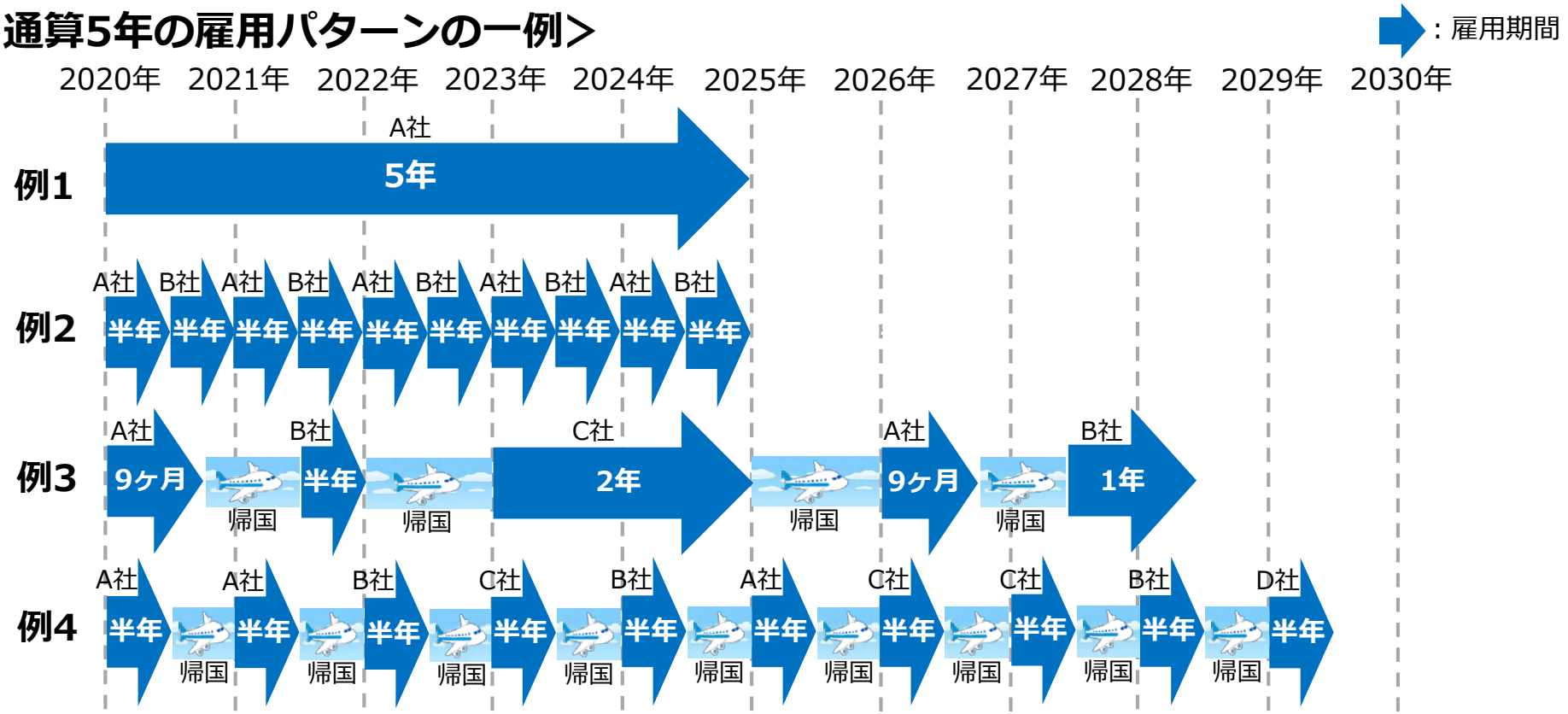

※特定技能外国人材は、雇用契約を結んだ受入れ機関での雇用期間終了後に、別の受入れ機関と雇用契約を結び働くこと（転職）も可能です（例2）。
（ただし、新たに在留資格変更許可を受けなければ、別の受入れ機関で就労することはできません。）

※特定技能1号では、1年、6月又は4月の在留期間が付与され、更新手続きが必要です。

※通算期間には、みなし再入国による出国期間も含まれます。

特定技能外国人材はどのような作業に従事できるの？

業務区分「漁業」の場合

漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保 など

業務区分「養殖業」の場合

養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保 など

ただし、漁業又は養殖業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務であれば、特定技能外国人材も付随的に従事することができます※。

※専ら関連業務のみに従事することはできません。

業務区分「漁業」の場合の関連業務例

- 漁具・漁労機械の点検・換装
- 船体の補修・清掃
- 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
- 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- 出漁に係る炊事・賄い
- 採捕した水産動植物の生簀における蓄養その他付随的な養殖
- 自家生産物の運搬・陳列・販売
- 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- 社内外における研修 など

業務区分「養殖業」の場合の関連業務例

- 漁具・漁労機械の点検・換装
- 船体の補修・清掃
- 魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃
- 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
- 鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
- 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
- 自家生産物の運搬・陳列・販売
- 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- 社内外における研修 など

運用方針別冊 第1

特定技能外国人材受入れまでのプロセスは？

- **大きく分けて、以下の3つのステップがあります。**
  - ✓ **ステップ①**
    受入れ機関との雇用契約の締結
    （11ページ参照）
  - ✓ **ステップ②**
    支援計画の作成（12ページ参照）
  - ✓ **ステップ③**
    地方出入国在留管理局への申請

出入国在留管理庁資料
http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf

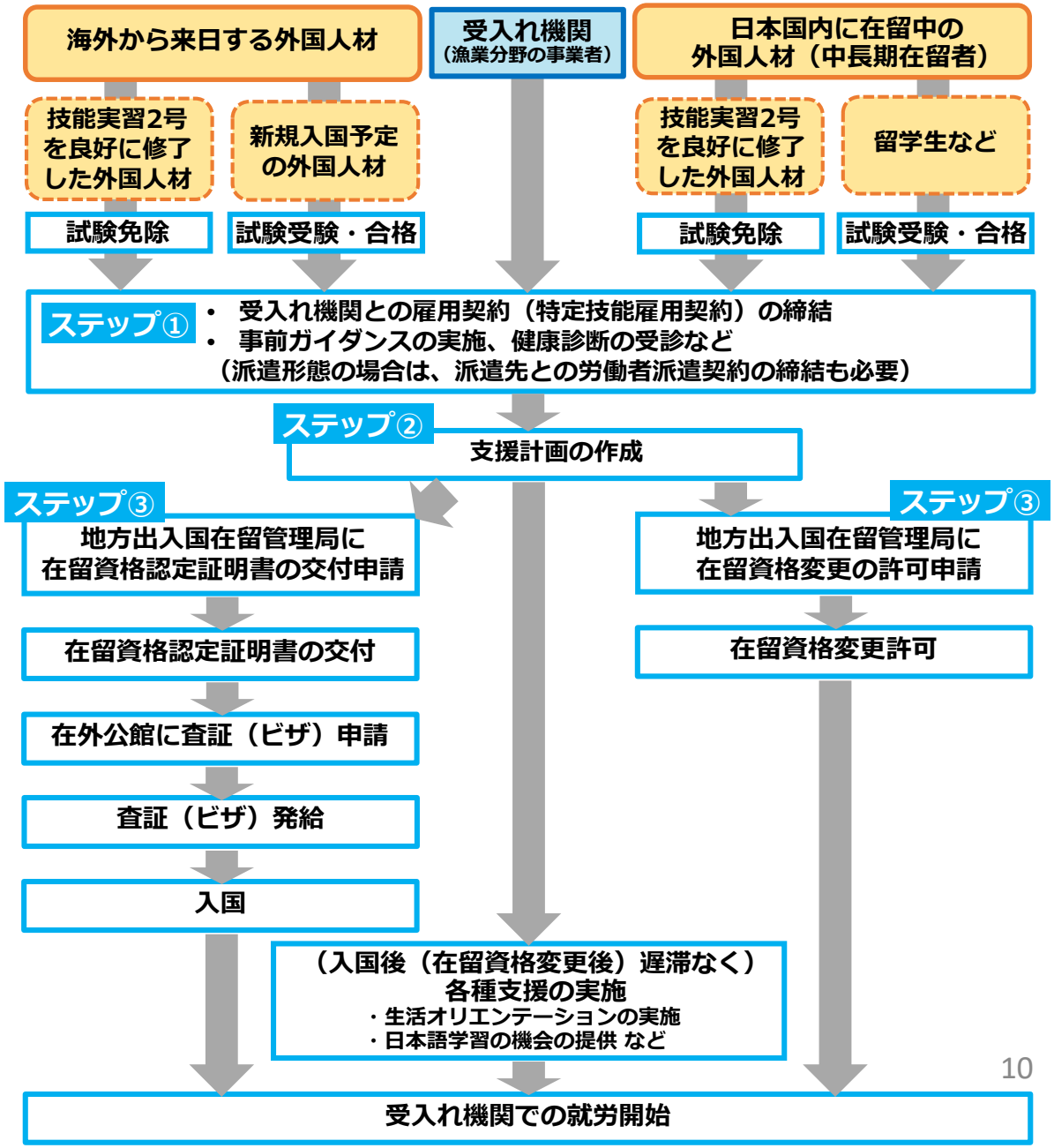

特定技能外国人材とどのような雇用契約を結んだらいいの？

➢ 特定技能外国人材との雇用契約では、以下の基準を満たす必要があります。

①特定技能外国人材を技能を要する作業（9ページ参照）に従事させるものであること

②所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること

③報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること†

④外国人であることを理由として報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと

⑤一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること

⑥労働者派遣の対象とする場合、派遣先や派遣期間が定められていること

⑦特定技能外国人材が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑にされるよう必要な措置を講ずることとしていること

⑧受入れ機関が特定技能外国人材の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること

※特定技能外国人材はフルタイムで業務に従事することが求められますので、複数の企業が同一の特定技能外国人材を受け入れることはできません。

†受入れ機関に特定技能外国人材と同じ業務に従事する日本人がいない場合における報酬額の設定について

① 受入れ機関に賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて設定する。

② 賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者はいないものの、特定技能外国人材が従事する業務と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で、特定技能外国人材との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して設定する。

特定技能外国人材の支援計画はどのような内容になるの？

- 受入れ機関（漁業分野の事業者）が特定技能外国人材を雇用する場合、下記10項目を含めた「支援計画」を事前に作成し、この計画に基づいて支援を行う必要があります。

特定技能外国人材への支援は、受入れ機関（漁業分野の事業者）自身で行うか、その全部を「登録支援機関」に委託することができます（13ページ参照）。

①事前ガイダンス

労働条件・業務内容・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

②出入国する際の送迎

- 空港から事務所・住居への送迎（入国時）
- 空港の保安検査場までの送迎・同行（帰国時）

③住居確保・生活に必要な契約支援

- 連帯保証人になる、社宅の提供等
- 銀行口座の開設、携帯電話やライフラインの契約等の補助

④生活オリエンテーション

生活のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤公的手続等への同行

住居地の市役所等への社会保障・税関連の手続の同行、書類作成の補助

⑥日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情について、母国語での対応や必要な助言・指導等

⑧日本人との交流促進

地域住民の交流の場や行事の案内、参加の補助等

⑨転職支援（※受入れ側の都合の場合）

転職先探しの補助や推薦状の作成、必要な行政手続き情報の提供、求職活動時の有給休暇の付与

⑩定期面談、行政機関への通報

支援責任者等による３か月に１回以上の面談、問題把握時の各種行政機関への通報

「登録支援機関」とは？

- **受入れ機関（漁業分野の事業者）との支援委託契約により、受入れ機関が策定した支援計画に基づいて支援の全部（外国人材への支援）を行う者のことです。**
  - ✓ 受入れ機関の所在する地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合や漁業協同組合連合会が、登録支援機関になっていただくことが望まれていますが、上記以外の登録支援機関を活用することも可能です。

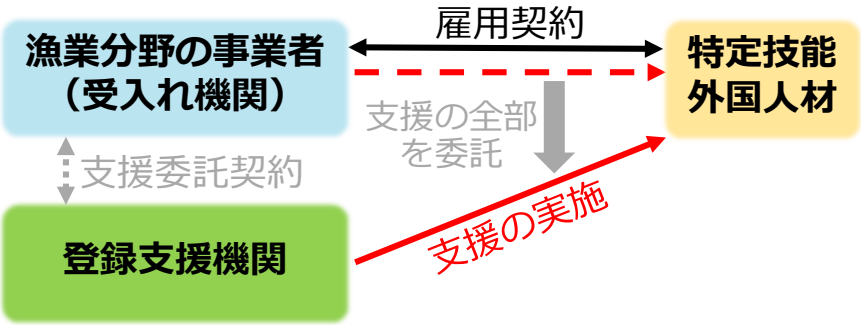

漁業協同組合等が登録支援機関となる場合は、当該機関が行う相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等の支援事業に対して、一定の助成が受けられます。

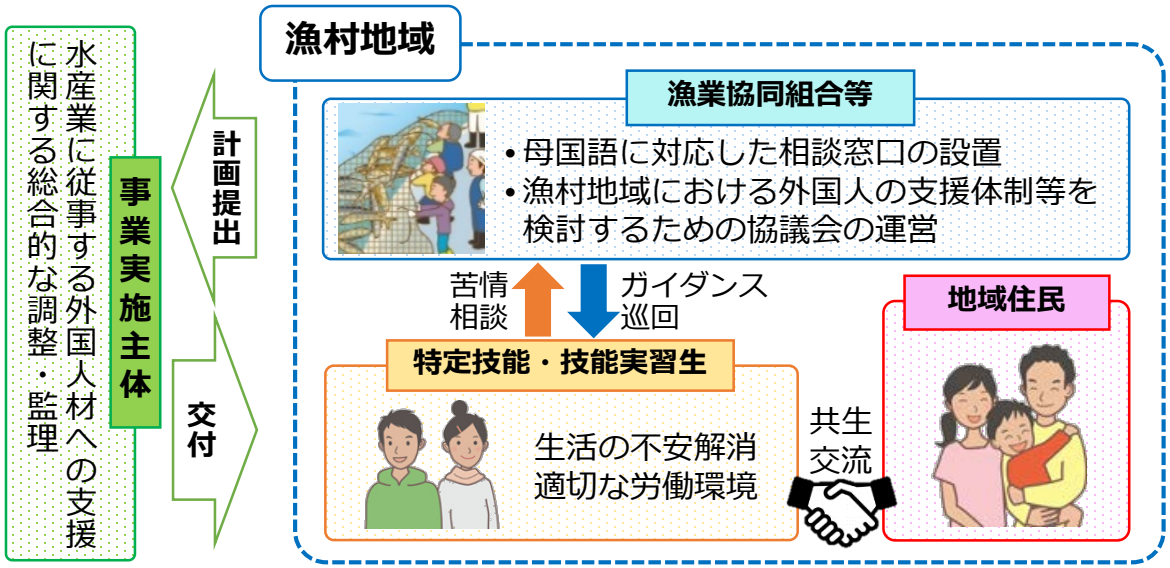

漁業分野に対応した登録支援機関はどれくらいありますか？

登録支援機関は、固有の分野に特化したものとして登録がなされているわけではありません。法務省HPにおいて、登録支援機関の一覧が掲載されており、例えば、所在地や対応可能言語などで、登録支援機関を検索することができます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html

外国人受入れ環境整備事業（詳しくは、水産庁漁政部企画課 03-6744-2340までお問い合わせください。）

受入れ後に必要な報告や届出はあるの？

➢ **受入れ機関（漁業分野の事業者）は、特定技能外国人材を受け入れた後にも、漁業特定技能協議会（15ページ参照）や地方出入国在留管理局に必要な申請・報告等を行う必要があります。**

漁業分野の事業者（受入れ機関） → 各種届出※ → **地方出入国在留管理局**

構成員資格申請 ↓ ↑ 証明書交付

協議会が定めた各種報告 ↓ ↑ 指導・助言

所属する業界団体等

確認後申請取次 ↓ ↑ 証明書発行

取りまとめて報告 ↓ ↑ 指導・助言

漁業特定技能協議会（15ページ参照）
（共同事務局：（一社）大日本水産会）

➢ **事由が生じた日から14日以内に提出**
- 雇用契約に関する届出
- 支援計画に関する届出
- 登録支援機関との委託契約に関する届出
- 特定技能外国人材の受入れが困難になった際の届出
- 不正行為を知ったときの届出

➢ **四半期ごとに提出**
- 特定技能外国人材の受入状況に関する届出
- 支援計画の実施状況に関する届出
- 特定技能外国人材の活動状況に関する届出

※届出をしなかったり、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象となります。地方出入国在留管理局への各種届出に関しての詳細は、出入国在留管理庁HPをご覧ください。

漁業特定技能協議会 決定事項 http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteikyogikai.html
漁業特定技能協議会・漁業分科会 決定事項
漁業特定技能協議会・養殖業分科会 決定事項

「漁業特定技能協議会」とは？

- **漁業分野における特定技能制度の適切な運用を図るために、水産庁が設けた漁業特定技能協議会で、受入れ機関（漁業分野の事業者）、業界団体、制度所管省庁等から構成されます。**

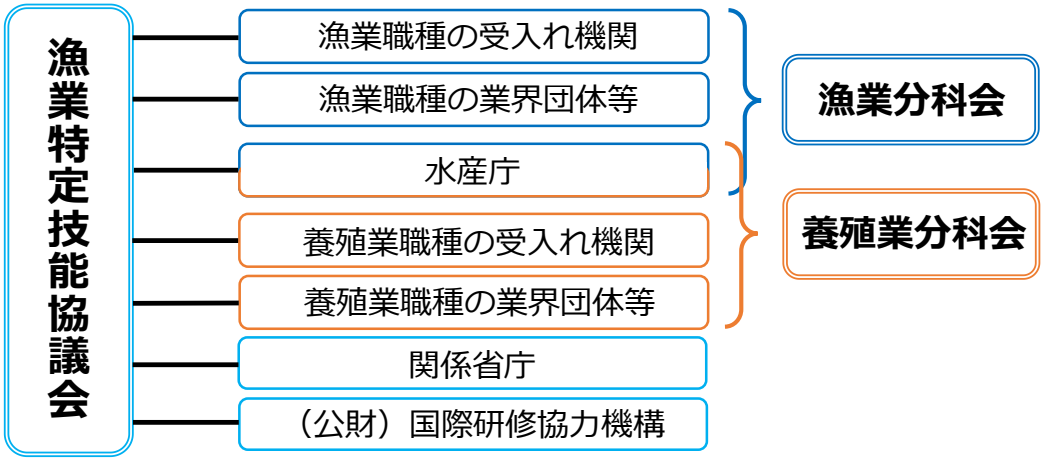

主な協議事項

- 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 構成員資格の確認
- 不正行為に対する横断的な再発防止
- 外国人材の受入れや人手不足の状況等に関する情報の把握・分析　など

※登録支援機関は、必ずしも協議会の構成員になる必要はありません。

- **受入れ機関（漁業分野の事業者）には下記の要件が課されます。**
  - ✓ 特定技能外国人材を受け入れた日から4ヶ月以内に協議会の構成員になること。
  - ✓ 協議会（分科会を含む）において協議が調った措置を講じること。
  - ✓ 協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

運用方針5、漁業特定技能協議会運営要領（漁業特定技能協議会決定第1号）

受入れ機関が協議会の構成員になるためにはどうすればいいですか？

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領（漁業特定技能協議会決定第3号）を参照の上、所定の書式に必要事項を記入し、所属する漁業協同組合や業種別団体等を通じてご提出ください。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteikyogikai.html

漁業特定技能協議会では、何が決定されたの？

令和元年12月現在

➢ 業務区分「漁業」関係

✓ **特定技能外国人材の安全性の確保（漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第2号）**

- 漁船事故を防止するため、受入れ機関（漁業分野の事業者）を含む漁業分科会構成員は、特定技能外国人材に対し、安全に関する指導及び教育を行うこと。

✓ **特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ**

- 漁船一隻あたり、技能実習生と特定技能外国人材の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内とすることを目安とすること。

✓ **特定技能外国人材等の配乗人数の報告**

- 受入れ機関（漁業分野の事業者）は、所属する業界団体に対し、自らが運航する漁船の配乗状況を定期的に報告すること。

✓ **特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ**

- 外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。

漁業特定技能協議会・漁業分科会 決定事項 http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/gyogyoubunkakai.html

➢ 業務区分「養殖業」関係

✓ **養殖業分科会規約（漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第2号）**

- 業界団体は、制度の周知徹底や法令遵守の啓発を図ること。
- 受入れ機関（養殖業事業者）は、就業規則を作成し、日本人と同等に適用すること。
- 受入れ機関（養殖業事業者）は、雇用する特定技能外国人材に事件・事故、離職等が発生した場合に所属の業界団体を通じて報告するとともに、経過や再発防止策等を報告すること。など

✓ **特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ**

- 上記参照。

漁業特定技能協議会・養殖業分科会 決定事項 http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/yousyokugyoubunkakai.html

技能実習制度の仕組み

参考資料

○技能実習制度は，国際貢献のため，開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ，ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）
○技能実習生は，入国直後の講習期間以外は，雇用関係の下，労働関係法令等が適用されており，現在全国に約３３万人在留している。
※平成３０年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合，商工会等）が技能実習生を受入れ，傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

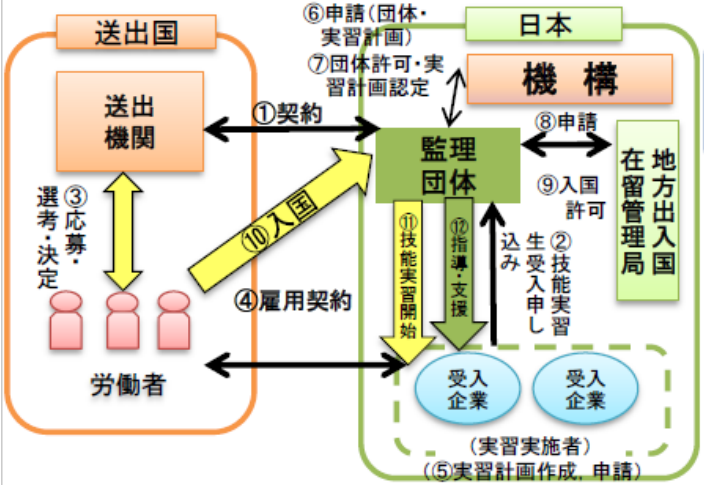

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人，合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

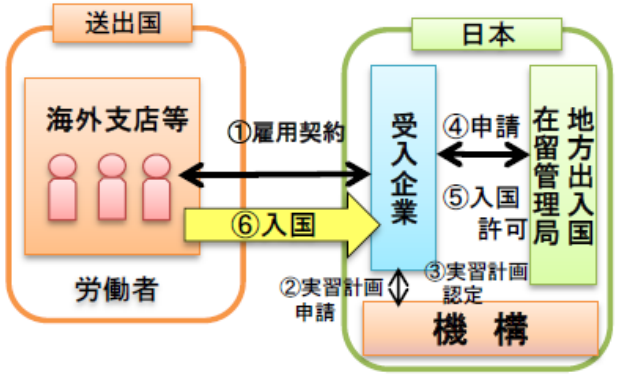

技能実習の流れ

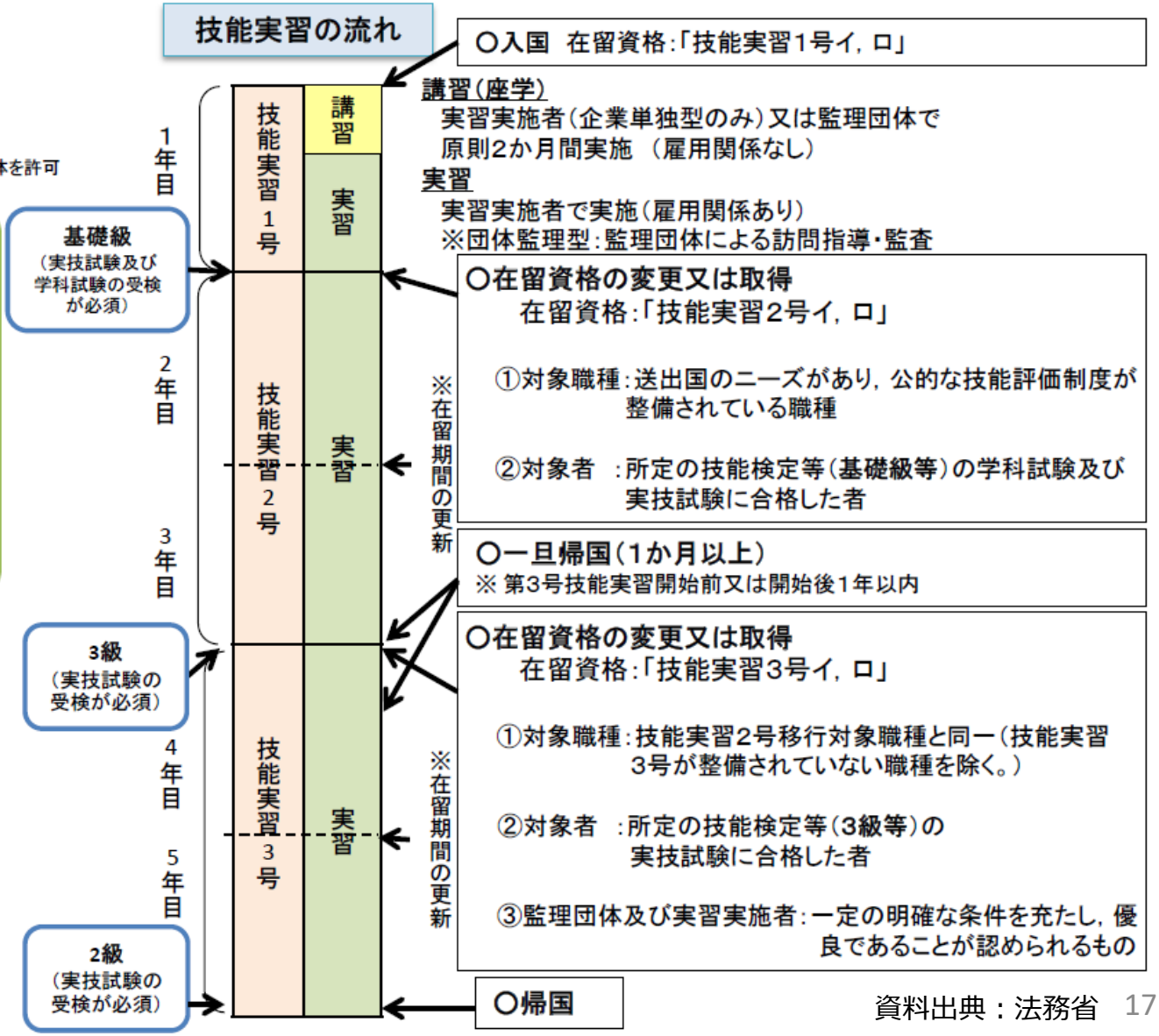

資料出典：法務省

技能実習制度との違いは？

参考資料

	技能実習（団体監理型）	特定技能1号
制度の趣旨	国際貢献のため、開発途上国等の外国人材を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度	一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格の創設
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計最長5年）	通算5年まで
外国人材の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認※ ※技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	法令上の規定はない
監理団体	あり（非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり（登録支援機関たる個人又は団体等が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人材に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人材と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	あり	なし※ ※漁業職種については申し合わせ事項あり（16ページ参照）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	「漁業」又は「養殖業」の業務区分内において転職可能（業務区分間は不可）

技能実習生受入れの優良事例（漁業分野）

参考資料

事例①：実習生と共に地域活性化！（長崎県）

➢ **受入れ機関の概要（令和元年6月現在）**

○漁業種類：中型まき網
○所在地：長崎県
○従業員数：正社員4名、パート等20名
○実習生：4人（インドネシア）
○給与：約15万円（1年目）、約16.5万円（3年目）

➢ **取組事例**

○生活サポート
・新築の寮の提供（シャワールームを2019年に増設）
・宿舎の屋根裏スペースに祈祷室を設置
・自転車の無償貸与

○余暇の充実
・漁師塾（県主催の新人漁師対象の座学と実地の研修会）への参加
・モスク訪問（福岡モスク、東京ジャーミイ、パライ・インドネシア礼拝所）
・県内外のインドネシア技能実習生受入れ機関への訪問・実習生同士の交流

○地域交流
・近所の習字教室や地区のソフトボール大会への参加
・地元の夏祭りや産業祭でインドネシア料理の販売・無料配布
・地元の高校生との異文化交流
・市教育委員会から依頼を受けてのインドネシア料理教室の開催

○日本語の習熟
・日本語学習（小学校国語教科書を用いた指導、漁業者交流大会での発表のための日本語発表練習）

夏まつりに参加

料理教室の様子

事例②：実習生と共に地域活性化！（石川県）

➢ **受入れ機関の概要（令和元年6月現在）**

○漁業種類：いか釣り
○所在地：石川県
○実習実施者：20者（23隻）
○実習生：79人（インドネシア）
○給与：約15万円（1号生）、約16万円（2号生）、約20万円（3号生）

➢ **取組事例**

○余暇の充実
・休漁期を利用したバス旅行

○地域交流
・町民卓球大会やバドミントン大会への参加
・2001年1月から毎年オーディションでインドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ*）し、地元の福祉施設、公民館や学校などを訪問して日本とインドネシアの歌やダンスを披露

*「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

○日本語習熟
・日本語学習会への参加
・日本語学習の一環でNPO法人の協力を得て日本の歌を練習

○母国との絆
・スマトラ地震の際には街頭募金活動を行い、自分たちの小遣いも加えて母国へ献金

グループホーム訪問

公民館まつりに参加

お問い合わせ先

➢ 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について

官署名	住所	連絡先
出入国在留管理庁総務課広報係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111（2737）
札幌出入国在留管理局総務課	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
仙台出入国在留管理局総務課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京出入国在留管理局就労審査第三部門	東京都港区港南5-5-30	0570-034259（330）
東京出入国在留管理局横浜支局総務課	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局総務課 受入れ・共生関係：審査管理部門 在留資格「特定技能」関係： 就労審査第二部門	愛知県名古屋市港区正保町5-18	審査管理部門： 052-559-2112 就労審査第二部門： 052-559-2110
大阪出入国在留管理局総務課	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2100
大阪出入国在留管理局神戸支局総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-6377（代）
広島出入国在留管理局就労・永住審査部門	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4412（代）
高松出入国在留管理局総務課	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852
福岡出入国在留管理局総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	092-717-5420
福岡出入国在留管理局那覇支局審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

➢ 漁業分野のことについて

官署名	住所	連絡先
水産庁漁政部企画課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2340
水産庁増殖推進部栽培養殖課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3501-3848